



鳥取県公報

平成 29 年 8 月 29 日 (火)
第 8 9 3 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|--------|---|
| ◇ 告 示 | 生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (555) (福祉監査指導課) 2 |
| | 生活保護法による介護機関の指定 (556) (〃) 2 |
| | 鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (557) (子育て応援課) 3 |
| | 指定居宅サービス事業の廃止の届出 (558) (東部福祉保健事務所) 3 |
| | 指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (559) (〃) 3 |
| | 県営土地改良事業計画の決定 (560) (農地・水保全課) 4 |
| | 土地改良区の役員の就退任 (561) (東部農林事務所) 4 |
| ◇ 調達公告 | 総合評価一般競争入札の実施 (情報政策課) 5 |
| | 落札者の決定 (警察本部会計課) 9 |

告 示

鳥取県告示第555号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所及び介護予防事業所の名称並びに訪問看護ステーション等の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年8月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護事業所の名称 | 居宅介護事業所の所在地 | 居宅介護事業の種類 | 変更年月日 |
|-------------------------|----------------|---------------------------|------------------|---------------|---------------|
| 社会福祉法人 こうほうえん | 境港市誠道町 2083 | デイサービスセ ンター新さかい 幸朋苑 | 境港市上道町 2053-1 | 通所介護 | 平成24年4月 1日 |
| 〃 | 〃 | デイサービスセ ンターなんぶ幸 朋苑 | 米子市石井1238 | 〃 | 〃 |
| 株式会社クリ エイティブサ ポート | 米子市久米町 253 | リハビリデイあ しすと彦名 | 米子市彦名町29 -7 | 地域密着型通所 介護 | 平成29年6月 1日 |

2 介護予防事業者

| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 介護予防事業所の名称 | 介護予防事業所の所在地 | 介護予防事業の種類 | 変更年月日 |
|-------------------------|----------------|---------------------------|------------------|--------------|---------------|
| 社会福祉法人 こうほうえん | 境港市誠道町 2083 | デイサービスセ ンター新さかい 幸朋苑 | 境港市上道町 2053-1 | 介護予防通所介 護 | 平成24年4月 1日 |
| 〃 | 〃 | デイサービスセ ンターなんぶ幸 朋苑 | 米子市石井1238 | 〃 | 〃 |
| 株式会社クリ エイティブサ ポート | 米子市久米町253 | リハビリデイあ しすと彦名 | 米子市彦名町29 -7 | 〃 | 平成29年6月 1日 |

3 指定訪問看護事業者等

| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 訪問看護ステーション等の名称 | 訪問看護ステーション等の所在地 | 変更年月日 |
|--------------|-------------------|--------------------|--------------------|----------------|
| 株式会社デマ ンド | 米子市皆生二丁目13- 13 | まごころ訪問看護ステ ーション | 米子市皆生新田一丁目 7-41 | 平成29年4 月17日 |

鳥取県告示第556号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したの

で、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年8月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護事業所の名称 | 居宅介護事業所の所在地 | 居宅介護事業の種類 | 指定年月日 |
|-------------|------------|-------------------------|----------------|-----------|-----------|
| 社会福祉法人鳥取福祉会 | 鳥取市的場二丁目1 | 特別養護老人ホーム若葉台短期入所生活介護事業所 | 鳥取市若葉台南四丁目2-27 | 短期入所生活介護 | 平成29年4月1日 |

2 介護予防事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 介護予防事業所の名称 | 介護予防事業所の所在地 | 介護予防事業の種類 | 指定年月日 |
|--------------|------------|------------------------|-------------|----------------|-----------|
| 社会福祉法人こうほうえん | 境港市誠道町2083 | 認知症対応型デイサービスセンターさかい幸朋苑 | 境港市誠道町2083 | 介護予防認知症対応型通所介護 | 平成29年8月1日 |

3 特定福祉用具販売事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 特定福祉用具販売事業所の名称 | 特定福祉用具販売事業所の所在地 | 指定年月日 |
|--------------|------------|-------------------|-----------------|-----------|
| 社会福祉法人こうほうえん | 境港市誠道町2083 | 生きいきケアショップ 暖だん倶楽部 | 米子市米原二丁目1-1 | 平成29年8月1日 |

鳥取県告示第557号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年8月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 名称 | 調査審議する事項 | 設置期間 | 庶務担当機関 |
|---------------------------------------|--|------------------------|----------------|
| 鳥取県保育士等キャリアアップ研修事業に係る委託業務公募型プロポーザル審査会 | 平成29年度に実施する鳥取県保育士等キャリアアップ研修事業に係る受託者の選定に関する事項 | 平成29年8月29日から同年10月31日まで | 子育て王国推進局子育て応援課 |

鳥取県告示第558号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年8月29日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 届出年月日 | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|--------------|--------------|--------------|------------|------------|-----------------|
| 株式会社ハピネライフケア | ハピネライフケア鳥取支社 | 鳥取市浜坂315-2 | 平成29年7月25日 | 平成29年8月31日 | 福祉用具貸与、特定福祉用具販売 |

鳥取県告示第559号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 115 条の 10 の規定により、次のとおり告示する。

平成 29 年 8 月 29 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 届出年月日 | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|--------------|--------------|--------------|------------------|------------------|-------------------------|
| 株式会社ハピネライフケア | ハピネライフケア鳥取支社 | 鳥取市浜坂 315-2 | 平成 29 年 7 月 25 日 | 平成 29 年 8 月 31 日 | 介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売 |

鳥取県告示第 560 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業（農地防災事業（ため池等整備事業） 大沢川地区 農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 29 年 8 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成 29 年 8 月 29 日から同年 9 月 19 日まで

3 縦覧に供する場所

米子市役所

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に知事に審査請求をすること。

鳥取県告示第 561 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定に基づき、次のとおり佐治村土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第 17 項の規定により告示する。

平成 29 年 8 月 29 日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

退任した役員の氏名及び住所

| | |
|------------|----------------|
| 理事 中 島 安 春 | 鳥取市佐治町古市 195-1 |
| 〃 青 柳 道 宣 | 鳥取市佐治町津野 384 |
| 〃 奥 田 博 美 | 鳥取市佐治町津無 360 |
| 〃 下 田 照 男 | 鳥取市佐治町畑 34 |
| 〃 藤 岡 重 勝 | 鳥取市佐治町葛谷 137-2 |
| 〃 森 下 道 夫 | 鳥取市佐治町森坪 301 |
| 〃 長 谷 俊 一 | 鳥取市佐治町古市 165 |
| 〃 田 中 活 雄 | 鳥取市佐治町森坪 16-1 |
| 〃 森 田 広 史 | 鳥取市佐治町大井 110 |
| 〃 下 田 智 明 | 鳥取市佐治町刈地 206 |
| 〃 南 條 伸 一 | 鳥取市佐治町尾際 95 |

// 井 上 明 男 鳥取市佐治町余戸556
 // 田 中 豊 美 鳥取市佐治町加茂740
 // 西 尾 誠 一 鳥取市佐治町加瀬木1317
 // 上 田 祥 治 鳥取市佐治町高山466
 // 中 谷 善 孝 鳥取市佐治町高山82
 // 中 尾 修 鳥取市佐治町加瀬木362
 監 事 西 村 省 一 鳥取市佐治町畑118
 // 田 中 敏 文 鳥取市佐治町高山96
 // 栗 谷 幹 雄 鳥取市佐治町高山151-1
 平成29年8月11日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 岡 島 伸 定 鳥取市佐治町古市213-1
 // 小 谷 繁 喜 鳥取市佐治町津野363
 // 西 尾 寛 茂 鳥取市佐治町津無476
 // 下 田 孝 一 鳥取市佐治町畑36-1
 // 藤 岡 重 勝 鳥取市佐治町葛谷137-2
 // 森 下 道 夫 鳥取市佐治町森坪301
 // 岡 嶋 公 則 鳥取市佐治町古市161
 // 田 中 活 雄 鳥取市佐治町森坪16-1
 // 森 田 広 史 鳥取市佐治町大井110
 // 下 田 智 明 鳥取市佐治町刈地206
 // 南 條 伸 一 鳥取市佐治町尾際95
 // 井 上 明 男 鳥取市佐治町余戸556
 // 田 中 富 幸 鳥取市佐治町加茂520
 // 西 尾 誠 一 鳥取市佐治町加瀬木1317
 // 上 田 祥 治 鳥取市佐治町高山466
 // 中 谷 善 孝 鳥取市佐治町高山82
 // 中 尾 修 鳥取市佐治町加瀬木362
 監 事 西 村 省 一 鳥取市佐治町畑118
 // 田 中 敏 文 鳥取市佐治町高山96
 // 中 谷 茂 彦 鳥取市佐治町高山98
 平成29年8月12日就任 任期3年

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年8月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

学校業務支援システム調達業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務期間

契約締結日から平成35年3月31日までとする。

ただし、業務ごとの期間は次のとおりとする。

ア システム構築業務

契約締結日から平成30年3月31日まで

イ 運用・保守業務

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(4) 入札方法

入札は、紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って算出した本件業務に要する費用の総額を入札価格として入札書に記載すること。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に入力すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成29年9月5日（火）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

カ 本件調達の公告日から起算して過去2年以内に、日本国内の小中学校を含めた複数の学校（小学校1校以上かつ中学校1校以上）に統合型校務支援システムを導入し、又は運用した実績を有していること。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 構成員は、(1)のア、ウ及びエの要件を全て満たしていること。

イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構

成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成29年9月5日（火）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資比率

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(コ) 取引金融機関

(サ) 解散後のかし担保責任

(シ) その他必要な事項

キ 構成員のうち、いずれかの者が(1)のカの要件を満たしていること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部情報政策課市町村連携・セキュリティ対策担当

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部情報政策課市町村連携・セキュリティ対策担当

電話 0857-26-7613

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付の方法

平成29年8月29日（火）から同年9月19日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成29年8月29日（火）から同年9月19日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事

業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札書及び企画提案書等の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

平成29年10月10日（火）午後 5 時

イ 提出場所

(1)に同じ。

(6) 開札の日時及び場所

次のとおりとする。

なお、落札者の決定は、入札説明書で示すところにより後日審査の上決定し、通知するものであること。

ア 日時

平成29年10月10日（火）午後 5 時

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れて密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書その他必要な書類を 4 の(1)の場所に平成29年 9 月 19 日（火）の午後 5 時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める企画提案書提出書及び企画提案書（以下「企画提案書等」という。）を入札書とともに提出しなければならない。

なお、企画提案書等の種類及び部数は、入札説明書による。

(4) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第 1 項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

(1) 落札候補者の選定は、入札説明書で示すところにより、評価委員会を設けて行う企画提案書の評価及び入札価格の総合評価により行う。

(2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価の最も高かったものを落札者とする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Procurement of the information system supporting management of school affairs : 1 set

(2) Time limit for the submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM, September, 19, 2017

(3) Time limit for the submission of tenders : 5:00 PM, October, 10, 2017 : bid-opening
Time limit for the submission of tenders by registered mail : 5:00 PM, October, 10, 2017

(4) Please Contact : Information Policy Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7613

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年8月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| | |
|--------------------|-------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | トリピーネット端末装置等機器賃貸借及び保守業務 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成29年8月4日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター 鳥取市寺町50 |
| 5 落札金額 | 13,994,290円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成29年6月23日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課 鳥取市東町一丁目271 |